

札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

令和3年度（2021年度）実施状況 ＜ 総 括 ＞



令和4年（2022年）9月
札幌市

< 目 次 >

・ 計画制定の概要	p 2
・ 施策の体系と主な取組	p 3
・ 成果指標の状況	p 4
・ 令和3年度 of 取組状況と評価	
基本施策1	p 5
基本施策2	p 8
基本施策3	p 12
基本施策4	p 14
基本施策5	p 16

札幌市子どもの貧困対策計画 <計画策定の概要>

< 計画策定の経緯 >

策
定
前

国が大綱等で示す教育や生活、就労などの支援に関して、計画策定以前も教育や福祉に関連する施策や困難な状態の連鎖を防ぐための施策を実施してきたところ。

実
態
調
査

子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等の実態を把握することを目的として、平成28年（2016年）に**実態調査を実施し、様々な課題が明らかとなった。**

計
画
策
定

子どもの貧困対策に係る取組を**体系的に整理し、福祉や教育などの各部局が連携を図りながら計画的に進めることで、困難を抱えている子どもやその世帯をより効果的な支援につなげることを趣旨として、平成30年（2018年）3月「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定。**

< 計画期間 >

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間

< 基本理念 >

子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

< 子どもの貧困のとりえ方 >

主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、**子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態。**

< 計画の対象 >

「子どもの貧困」の状態にある**子ども・若者とその家族**
(**生まれる前の妊娠期から、社会的自立へ移行する年齢層として概ね20歳代前半までの年齢**)

H28札幌市子ども・若者生活実態調査
(市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会)

困難を抱える子ども・家庭における課題

<課題1>相談・支援

- ・悩みを相談する人がいない、支援制度を知らないなど、社会的孤立の傾向
- ・困難を周囲に見せない、外から気づきにくい
- ・相談窓口へ行きづらいと感じる世帯の存在

<課題2>子どもの育ちと学び

- ・核家族化の進展で、保護者の負担増、子育ての不安を一人で抱え込む世帯が増加。
- ・学習環境が十分に整わず、学習理解度も低い傾向
- ・教育や進路のことを親に相談できない、家庭や学校に居場所がないと感じる子どもの存在
- ・「孤食」などの状況にある子どもの存在

<課題3>若者の社会的自立

- ・大学進学希望が低い。
- ・経済的要因により進学を諦める事例、身近に適切なモデルがなく進学や就職のイメージが持てない子どもの存在

<課題4>生活基盤の確保

- ・教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもにも影響
- ・仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭において強い傾向

<課題5>特に配慮を要する世帯への支援

- ・児童養護施設等入所児童への退所後の生活や進学等への支援の重要性
- ・ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向
- ・生活保護世帯等では、日常生活や進学等の様々な場面で困難や制約が発生

札幌市子どもの貧困対策計画 <施策の体系と主な取組>

施 策	施策の方向性	主な取組・事業（事業数は再掲含む）
<基本施策1> 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
<1-1> 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	・ 困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制の推進 ・ 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進 ・ 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進	子どものくらし支援コーディネート事業、子どもの貧困への理解の促進、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用、こそだてインフォメーション、養育支援員派遣事業など27項目
<1-2> 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進	・ 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実	地域における支援機関や団体等との連携促進、必要な支援策を届ける広報の充実、児童相談体制の強化、幼保小連携の推進など7項目
<基本施策2> 子どもの育ちと学びを支える取組の推進		
<2-1> 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援	・ 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進 ・ 乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	子ども医療費助成、乳幼児健康診査、保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進、第2子以降の保育料無料化事業、妊婦一般健康診査など31項目
<2-2> 子どもの学びの支援	・ 学びを支える取組の推進 ・ 子どもが安心して学ぶための支援体制の推進 ・ 教育の機会均等を図るための経済的支援の充実	若者の社会的自立促進事業（学習支援）、札幌まなびのサポート事業、子どもの学びの環境づくり事業、高等学校等生徒通学交通費助成、就学援助、奨学金支給など23項目
<2-3> 子どもの居場所づくり・体験活動の支援	・ 子どもが安心して放課後等を過ごすことができる居場所づくりの推進 ・ 子どもの自主性などを育む多様な学びや体験・交流活動の推進	地域における子どもの居場所づくりの推進、新型児童会館整備、サッポロサタデースクール事業など10項目
<基本施策3> 困難を抱える若者を支える取組の推進		
<3-1> 社会的自立に向けた支援	・ 困難を抱える若者の社会的自立に向けた支援の推進 ・ ひきこもり対策の充実	若者の社会的自立促進事業（学習支援）、困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実、ひきこもり対策推進事業など16項目
<基本施策4> 保護者の就労や生活基盤の確保		
<4-1> 保護者の自立・就労の支援	・ 子育て世帯の保護者の自立・就労に向けた支援の推進	女性の多様な働き方支援窓口運営事業、ひとり親家庭スマイル応援事業、高等職業訓練促進給付金事業など9項目
<4-2> 生活基盤の確保に向けた支援	・ 子育て世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業、児童扶養手当など10項目
<基本施策5> 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進		
<5-1> 社会的養護を必要とする子どもへの支援	・ 社会的養護を必要とする子どもへの施設入所中、退所後における支援の推進	児童相談体制の強化、養育支援員派遣事業、社会的養護自立支援事業、児童家庭支援センターにおける相談支援など11項目
<5-2> ひとり親家庭への支援	・ ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題への総合的な支援の推進	ひとり親家庭スマイル応援事業、高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業など16項目
<5-3> 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	・ 生活保護世帯、生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援の推進	生活保護、就労支援相談員、生活困窮者自立支援事業など8項目

＜成果指標の状況＞

○ 本計画では、基本施策ごとに指標を設定し、その数値変化の傾向を確認することで、進捗状況の把握や計画の実効性を把握し、必要な施策の検討などにつなげていくこととしている。

指標	当初値 (H28年度)	前々回値 (R1年度)	前回値 (R2年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	当初値からの傾向	出典
＜基本施策１＞ 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進							
①区役所の相談窓口子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0%	—	—	3.5%	0%	低下	H28実態調査 (調査は５年ごと)
②妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	86.7%	81.3%	72.7%	65.0%	上昇	札幌市指標達成度調査
＜基本施策２＞ 子どもの育ちと学びを支える取組の推進							
③子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合	56.1%	46.6%	47.6%	41.4%	80.0%	低下	札幌市指標達成度調査
	☆子育てに関するアンケート調査		52.7%	52.9%	—		18歳以上の市民全般が対象の上記の調査のほか0～5歳の子どもがいる世帯が対象の「子育てに関するアンケート調査」でも同じ設問を設けている
④子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思ふ人の割合	56.9%	60.1%	59.3%	50.1%	70.0%	やや低下	札幌市指標達成度調査
＜基本施策３＞ 困難を抱える若者を支える取組の推進							
⑤困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9%	35.3%	68.7%	78.9%	60.0%	上昇	子ども未来局 子どもの権利推進課調べ
＜基本施策４＞ 保護者の就労や生活基盤の確保							
⑥子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6%	—	—	50.4%	50.0%	低下	H28実態調査 (調査は５年ごと)
⑦ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合	35.8%	—	—	44.3%	45.0%	上昇	H28実態調査 (調査は５年ごと)
＜基本施策５＞ 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進							
⑧市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6%	71.4%	73.0%	77.6%	70.0%	上昇	子ども未来局 児童相談所調べ
⑨今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0%	—	—	—	80.0%	—	H29ひとり親家庭等への調査 (調査は５年ごと)
⑩生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5%	96.1% (H31.3卒)	95.6% (R2.3卒)	96.1% (R3.3卒)	※一般世帯の進学率	横ばい	保健福祉局 保護自立支援課調べ

※札幌市における一般世帯の進学率は、H31.3卒：99.1%、R2.3卒：99.4%、R3.3卒：99.3%

【令和3年度の取組状況】

＜施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実＞

→「子どものくらし支援コーディネーター」など7項目の取組を実施(資料2-p4～10)

(主な取組)

(1) 困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進

平成30年8月から実施している子どものくらし支援コーディネート事業は、順次地区を拡大し、令和3年4月から市内全域で実施。

中学生・高校生・学校に対して初めてヤングケアラーの実態調査を実施し、支援策やその仕組みづくりの検討に着手した。

(2) 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進

SSW、SCによる児童生徒への支援を引き続き行っており、SCについては、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組んだ。

ひきこもり対策についても、当事者の会・家族の会の実施回数を増やしている。

(3) 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

養育状態の改善が必要な世帯へ養育支援員を派遣する事業を拡大したほか、社会的養護を必要とする子ども・世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯への相談支援を着実に実施した。

【令和3年度の取組状況】

＜施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進＞

→「地域における支援機関や団体等との連携促進」など7項目の取組を実施(資料2-p11～12)

(主な取組)

(4) 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

地域のネットワーク団体の学習会への参加などにより、関係機関・団体との情報交換や連携強化を図った。

第3次児童相談体制強化プランに基づき、児童相談所の児童福祉司を段階的に増員するとともに、常勤の弁護士を配置。

受け手の目線に立った広報を重視し、新たにLINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信を開始。

【評価(課題と方向性)】

【指標①】区役所の相談窓口で子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合 → 低下(改善)【H28:6.0%⇒R3:3.5%】

区役所における各種相談窓口の認知度は、各種制度の浸透などにより、前回調査時の平成28年度に比べて改善したものと思われる。

【指標②】妊娠・出産、子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている割合 → 上昇【H28:57.3%⇒R3:72.7%】

各種相談支援や、ホームページ、アプリ、こそだてインフォメーションなど情報提供手段の充実・機能強化を行っており、計画当初値より上昇している。

➤ 困難を抱える子ども・世帯は、複合的な問題を抱えている、困難を抱えている自覚がない、支援の長期化などの傾向がみられる。息の長い働きかけや、支援を必要とする方との信頼関係の構築、つながりの維持が課題。今後も、相談支援体制の充実を図るとともに、子どものくらし支援コーディネート事業などアウトリーチの取組を進めていく。さらに、ヤングケアラーについて、ピアサポート、支援につなげるための仕組みづくりを進める。

➤ 支援機関や団体等との情報交換・連携強化、受け手の目線に立った広報・啓発に引き続き取り組んでいくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた効果的な手法の検討を進めていく。

主な取組			※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋		
施策		取組名／担当部	計画策定時区分	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）
1-1	(1)	子どものくらし支援コーディネート事業 （子ども未来局子ども育成部）	新規	・「子どもコーディネーター」が児童会館や子ども食堂など子どもの居場所を巡回して、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援や重層的な見守りにつなげる事業を実施。平成30年8月に1名体制2区10地区から事業を開始し、 <u>令和3年4月に7名体制で市内全域に巡回対象地区を拡大。</u> 相談受理件数：令和3年度293件	対象地区 R2 10区 61地区 R3 市内全域
1-1	(1)	ヤングケアラー支援推進事業 （子ども未来局子ども育成部）	計画策定後掲載	・中高生、学校に対し、普及啓発も兼ねたヤングケアラーの実態調査を実施。調査結果を踏まえ、具体的な支援策や支援に向けた仕組みづくりの検討を進めた。 ・早期発見の取組につなげるため、先進的な取組を実施している神戸市と連携したセミナーを実施した。	—
1-1	(2)	スクールソーシャルワーカーの活用 （教育委員会学校教育部）	拡充	・令和2年度に引き続き、有資格者のSSW14名（うち4名スーパーバイザー）、教職員経験者からなる巡回SSW5名の計19名体制により、困難を抱える児童生徒の支援を行った。 ・対応件数：令和3年度535件	SSWの配置人数 R2 19人 R3 19人
1-1	(2)	スクールカウンセラーの活用 （教育委員会学校教育部）	拡充	・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を69時間としている。 ・小中一貫した教育の充実に向け、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のSCを配置。各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和3年度は45,199件の相談があった。 ・ <u>新型コロナウイルス感染症に係る対応では、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアに取り組み、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、子どもの状況を理解する機会の充実や相談しやすい環境づくりに、より積極的に努めた。</u>	SCの配置時間数（小学校） R2 69時間 R3 69時間
1-1	(2)	ひきこもり対策推進事業 （保健福祉局障がい保健福祉部）	拡充	・ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施。 ・ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ <u>集団型支援拠点「よりどころ」</u> で当事者の会・家族の会を令和2年度の約2倍である合計82回開催した。	ひきこもり地域支援センターでの相談件数 R2 2,575件 R3 2,858件

施策		取組名／担当部	計画 時 区 分 策 定	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）
1-1	(2)	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	・若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組んだ。	自立支援の新規相談登録数 R2 R3 297人 ↓ 304人
1-1	(2)	こそだてインフォメーション（旧「子育て情報室」からリニューアル） （子ども未来局子育て支援部）	継続	・各区の「こそだてインフォメーション」において、子育てについての相談や、地域の子育て支援事業、教育・保育施設及び各種制度の情報提供を行った。 ・10区において、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を実施。 ・令和3年度利用組数：26,615組	—
1-1	(3)	養育支援員派遣事業 （子ども未来局児童相談所）	新規 H29	・養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。 ・令和3年度は延べ15世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。	—
1-2	(4)	地域における支援機関や団体等との連携促進 （子ども未来局子ども育成部）	新規	・子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する学習会に参加し、運営団体等との連携に向けた情報共有・意見交換を行った。 ・子ども食堂ネットワーク団体が主催する学習会：4回 - さっぽろ子ども・若者支援地域協議会：4回	—
1-2	(4)	児童相談体制の強化 （子ども未来局児童相談所）	拡充	・「第3次札幌市児童相談体制強化プラン（令和2年度策定）」に基づき、<u>児童福祉司を計画的に配置したほか、児童相談所に常勤の弁護士（特定任期付職員）を配置した。</u> ・<u>（仮称）第二児童相談所設置に向けて基本設計に着手したとともに、開設するまでの間の一時保護体制を強化するため、仮設一時保護所を設置した（定員20人増）。</u>	—
1-2	(4)	必要な支援策を届ける広報の充実 （関係部）	拡充	・ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「シングルママ・パパのための暮らしのガイド」を作成し、離婚届の受付窓口、ひとり親関係窓口、関係機関等で配布。また、後述のアプリ・LINE等を紹介・利用を促すチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架。 ・「シングル・ママ&パパ スマイルfesta」で各種支援制度を紹介。 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」、「広報さっぽろ」へ掲載。 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信を開始した。	—

令和3年度の実施状況と評価 ～基本施策2「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」～

【令和3年度の実施状況】

＜施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援＞
→「子ども医療費助成」など31項目の実施（資料2-p13～18）

（主な取組）

（1）乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進

子ども医療費助成を令和3年4月から小学6年生までに拡大（同年3月までは小学3年生まで）するとともに、各種の医療助成や、乳幼児の健診事業等を実施。

コロナ禍により一時的にサービスを休止した事業もあったが、栄養指導等は電話で相談を受けるなど、実施方法の工夫により対応した。

（2）乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

保育施設整備（定員数34,218人から35,610人へ増）や、国基準を上回る第2子以降の保育料無料化などの支援を引き続き実施。

【令和3年度の実施状況】

＜施策2-2 子どもの学びの支援＞
→「若者の社会的自立促進事業（学習支援）」など23項目の実施（資料2-p19～23）

（主な取組）

（3）学びを支える取組の推進

学校教育に加えて、生活困窮世帯やひとり親家庭の子への学習支援を引き続き実施。

また、高校中退者等42人に学習支援を実施し、9人が高卒認定試験に合格した。

（4）子どもが安心して学ぶための支援体制の推進

学校における相談支援体制の充実のほか、フリースクール等11団体に補助を実施。

（5）教育の機会均等を図るための経済的支援の充実

就学援助、奨学金等を着実に実施。

【令和3年度の実施状況】

＜施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援＞
→「地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取り組み」など10項目の実施（資料2-p23～25）

（主な取組）

（6）子どもの居場所づくりの推進

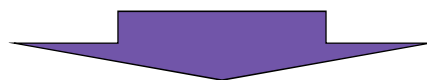
子ども食堂等子どもの居場所づくり活動の経費を補助（14団体）。

子ども食堂などの団体が行う子どもの見守りの活動に対しての補助も開始（5団体）。

新型児童会館の整備を着実に実施。

（7）子どもの体験活動の推進

地域や企業等の協力を得て、市内14校でサッポロサタースクール（体験活動）を実施。



【評価（課題と方向性）】

【指標③】子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合 → 低下傾向 【H28:56.1% ⇒ R3:41.4%】

ホームページ・アプリ・こそだてインフォメーションなど情報提供手段の充実・機能強化を行っているが、新型コロナウイルス感染症により様々な場面での行動制限が続き、休園・休校への急な対応など、子育て世帯の大変さがある中、一般的にのびのびとした子育てはイメージしづかったことが影響したものと考えられる。

【指標④】子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合 → やや低下 【H28:56.9% ⇒ R3:50.1%】

コロナ禍において、様々なイベント・文化・スポーツ行事が中止される等、子どもの社会体験・参加する機会が減少したことなどにより、やや低下していると考えられる。

＜参考：子育てに関するアンケート調査＞ R3:52.9%

- 子どもの育ちと子育ての支援においては、医療費助成の拡充や保育施設の整備などの取組を順次進めており、今後も着実に実施していく。
- 特に配慮を要する子ども・世帯に対しては、学校での教育に加えて、学習支援や安心して学べる環境整備・経済的支援に、継続して取り組んでいく。
- 学校・家庭以外の地域の居場所や、多世代交流などの体験活動は、子どもの健やかな成長に大切なものであり、今後もさらに広がるよう支援していく。

主な取組			※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋		
施策	取組名／担当部	計画策定 時区分	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）		活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）
2-1	(1) 子ども医療費助成 （保健福祉局保険医療部）	拡充	・小学6年生以下の入院・通院及び中学生の入院に係る医療費自己負担分の一部を助成。 ※通院助成対象について、<u>令和3年4月から小学6年生までに拡大（同年3月までは小学3年生まで）</u>。		助成対象の学年(通院) <pre> graph TD R2[R2 小学3年生] --> R3[R3 小学6年生] </pre>
2-1	(2) 保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進 （子ども未来局子育て支援部）	拡充	・保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、保育所新築・賃貸等による創設補助、認定子ども園への移行の促進、小規模保育事業の整備や認可外保育の認可化移行支援を実施。 ・<u>定員数は令和3年4月1日34,218人、令和4年4月1日には35,610人に増加。</u>		認可保育施設等の利用定員数 <pre> graph TD R2[R2 34,218人] --> R3[R3 35,610人] </pre>
2-1	(2) 第2子以降の保育料無料化事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充 H29	・平成29年4月から、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数えて2人目の保育料を無償化。 ・令和2年4月から、年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用有無に関わらず、世帯の2人目以降の保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を行っている。		—
2-2	(3) 若者の社会的自立促進事業 （学習支援） （子ども未来局子ども育成部）	新規	・高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。 ・高校中退者等から延べ266件の相談に応じ、42名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち24名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち9名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。		学習支援への参加者数 <pre> graph TD R2[R2 49人] --> R3[R3 42人] </pre>

施策		取組名 ／担当部	計画 時区分 策定	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）
2-2 1-1 再掲	(4)	スクールソーシャルワーカー の活用 （教育委員会学校教育部）	拡 充	・令和2年度に引き続き、有資格者のSSW14名（うち4名スーパーバイザー）、教職員経験者からなる巡回SSW5名の計19名体制により、困難を抱える児童生徒の支援を行った。 ・対応件数：令和3年度535件	SSWの配置人数
2-2 1-1 再掲	(4)	スクールカウンセラーの活用 （教育委員会学校教育部）	拡 充	・児童生徒や保護者の教育相談に対応するスクールカウンセラー（SC）を、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置。小学校1校当たりの年間配置時間数を69時間としている。 ・小中一貫した教育の充実に向け、パートナー校である小学校と中学校に可能な限り同一のSCを配置。各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和3年度は45,199件の相談があった。 ・<u>新型コロナウイルス感染症に係る対応では、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアに取り組み、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、子どもの状況を理解する機会の充実や相談しやすい環境づくりに、より積極的に努めた。</u>	SCの配置時間数（小学校）
2-2	(4)	子どもの学びの環境づくり事業 （子ども未来局子ども育成部）	拡 充 H 2 9	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として経費の一部を助成。令和3年度は計11団体へ補助。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、フリースクール等民間施設9団体に対して、感染症対策に必要な経費の助成を実施。	フリースクールなど補助団体数
2-2	(4)	札幌市帰国・外国人児童生徒 教育支援事業 （教育委員会学校教育部）	計 画 策 定 後 追 加 掲 載	・支援を必要とする帰国・外国人児童生徒に対し、週1～2回程度指導協力者を派遣し、日本語指導の支援を実施。全く日本語を理解できない児童生徒には、指導回数を増やすなど初期指導の充実を図った。 ・令和3年度は、72名に対し支援を実施。	支援した児童生徒数
2-2	(5)	高等学校等生徒通学交通費助 成 （教育委員会学校教育部）	新 規	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成（平成30年度から開始）。令和3年度の助成対象者数：768人。	—
2-2	(5)	就学援助 （教育委員会学校教育部）	拡 充	・経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成。令和3年度：対象児童数（小学校）：11,879人、対象生徒数（中学校）：6,840人。 ・小学校入学者に対する入学準備金の入学前支給も実施。	—

施策		取組名 ／担当部	計画 時区分 策定	令和３年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和２年度⇒令和３年度）
2-3	(6)	地域における子どもの居場所 づくりの推進に向けた取組 （子ども未来局子ども育成部）	新規	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・<u>子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。</u> ・子どもコーディネーターが子ども食堂等に巡回し、子どもの居場所における見守りに関する助言等を行った。 ・子ども食堂等の開設手順や運営手法、活動展開事例等をまとめたガイドブックをR4年3月に改訂し、子ども食堂に配布した。	支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ、又は機能や機会を増やした団体 R2 31団体 R3 43団体
2-3	(6)	新型児童会館整備 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	・既存の児童会館及びミニ児童会館（放課後子ども館を含む。）を、小学校（必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設）と併設した児童会館として再整備。 ※令和３年度は計３館を整備。	新型児童会館整備数 R2 11館 R3 14校
2-3	(7)	サッポロサタデースクール事業 （教育委員会生涯学習部）	拡充	・多様な経験や技能を持つ地域や企業等外部人材の協力を得て、子どもたちに豊かな学びや体験の場を提供。 ・14校13運営協議会で子どもたちに学びや体験の場を提供した（感染対策の観点から、調理や接触の多い運動プログラムの見合わせや参加人数制限を行った上で実施）。	サッポロサタデースクール実施校数 R2 12校 R3 14校

【令和3年度の実施状況】

＜施策3-1 社会的自立に向けた支援＞

→「若者の社会的自立促進事業」、「引きこもり対策推進事業」など16項目の実施を推進（資料2-p26～28）

（主な取組）

（1）若者の自立支援の促進

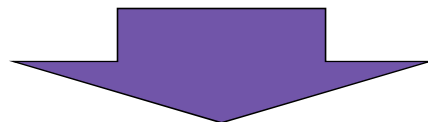
若者支援施設において、高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援を実施したほか、困難を抱える若者の状況に応じた相談支援、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施。

令和3年8月から、10代後半～20代の困難を抱えた若年期の女性を対象として、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等へのつなぎ等を行う「困難を抱える若年女性支援事業」を開始（相談実績：74人）。

令和4年4月には、公立夜間中学「札幌市立星友館中学校」を開校し、義務教育未修了者に学びを提供（令和4年8月1日現在、在籍者89人中、40歳未満39人）。

（2）ひきこもり対策の充実

集団型支援拠点「よりどころ」において、ひきこもり状態にある方の当事者の会・家族の会を、令和2年度の約2倍にあたる合計82回開催。



【評価（課題と方向性）】

【指標⑤】困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練へ参加や進路決定をした割合 → 上昇傾向 【H28:43.9% ⇒ R3:78.9%】

- 義務教育を終えた高校・若者期は、自立に向けて様々な課題と向き合う時期であるが、いったん学校や職場から離れると支援制度につながりにくく、社会的孤立に陥るリスクが高い。
- 困難を抱える若者は社会や人との関わりが希薄になりがちであり、問題を長期化させないためにも、早期に個々に寄り添った支援を進めることが重要。
- 今後とも、若者支援総合センターを中心とした若者への学習支援・就労支援、困難を抱える若年女性に対する相談支援、また、ひきこもり当事者とその家族に対する相談支援に継続して取り組んでいく。

主な取組			※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋		
施策	取組名／担当部	計画策定時区分	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）	
3-1 2-2 再掲	(1) 若者の社会的自立促進事業 （学習支援） （子ども未来局子ども育成部）	新規	・高校中退者等を対象にした学習相談及び学習支援を実施。 ・高校中退者等から延べ266件の相談に応じ、42名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち24名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち9名が高卒資格を取得し就労支援・進学等に繋がった。	学習支援への参加者数 	
3-1 1-1 再掲	(1) 困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 （子ども未来局子ども育成部）	拡充	・若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関同士の連携促進に取り組んだ。	自立支援の新規相談登録数 	
3-1	(1) 公立夜間中学設置検討事業 （教育委員会学校教育部）	計画策定後掲載	<u>公立夜間中学の令和4年4月の開校に向けて、教育課程の詳細な検討や市民説明会の実施、生徒募集など、具体的な準備を進めた。</u> ※令和4年4月札幌市立星友館中学校開校（北海道初の公立夜間中学）	—	
3-1	(1) 困難を抱える若年女性支援事業 （子ども未来局子ども育成部）	計画策定後掲載	<u>・様々な悩みや困難を抱えた10代後半から20代の思春期・若年期の女性に必要な支援を届けるため、令和3年8月から、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う一連の相談事業を開始（令和3年度相談実績：74人）。</u>	—	
3-1 1-1 再掲	(2) ひきこもり対策推進事業 （保健福祉局障がい保健福祉部）	拡充	・ひきこもり地域支援センターにて、電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施。 ・ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ<u>集団型支援拠点「よりどころ」</u>で当事者の会・家族の会を令和2年度の約2倍である合計82回開催した。	ひきこもり地域支援センターでの相談件数 	

【令和3年度の取組状況】

＜施策4-1 保護者の自立・就労の支援＞

→「女性の多様な働き方支援窓口運営事業」など9項目の取組を実施(資料2-p29～30)

(主な取組)

(1) 保護者の自立・就労に向けた支援の推進

女性やひとり親家庭向けの就労支援を中心に取組を拡充。子育てをしている女性を中心とした就労相談を行う「ここシェルジュSAPPORO」において、登録者への積極的な電話がけ等により、相談対応実績が増加(1,421件)。

高等職業訓練促進給付金は、令和3年4月より、対象要件を緩和し対象資格も拡大した(受給者数:令和2年度108人⇒令和3年度192人)。

また、コロナ禍において対面での相談支援に制約がある中、オンライン機能や動画の配信などの手法を組み合わせる支援を実施した。

【令和3年度の取組状況】

＜施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援の推進＞

→「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業」など10項目の取組を実施(資料2-p31～32)

(主な取組)

(2) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進

児童手当・児童扶養手当などの各種手当の支給、貸付事業、住宅確保配慮者向け賃貸住宅の確保や相談支援など、子育て世帯の生活基盤の確保に向けた取組を実施。

【評価(課題と方向性)】

【指標⑥】子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合 → 低下(改善) 【H28:62.6%⇒R3:50.4%】

低所得層の赤字の状況はほぼ横ばいとなっていることから、上位所得層の赤字状況の改善が全体を底上げしたと考えられる。

【指標⑦】ひとり親家庭の親(母子家庭)の就業者に占める正規の職員の割合 → 上昇 【H28:35.8%⇒R3:44.3%】

総務省統計局労働力調査においても、平成28年度から令和2年度にかけて、全国における15歳から50歳までの女性の正規雇用率は上昇傾向にある。

➤ 引き続き、就労を中心とした自立支援と、生活基盤の安定のための経済的支援の二つを柱とし、着実に実施していく。

主な取組			※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋		
施策	取組名／担当部	計画策定 時区分	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）	
4-1	(1) 女性の多様な働き方支援窓口 運営事業 （経済観光局経営支援・雇用労働担 当部）	拡充	・平成30年10月に開設した「ここシェルジュSAPPORO」において、子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働きたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。 ・令和3年度より、オンライン相談及びVR職場体験を開始したほか、在宅ワークに係る相談コーナーを開設した。	職業体験参加者のうち就労に至った割合 R2 75.0% R3 78.3%	
4-1	(1) ひとり親家庭スマイル応援事業 （旧「ひとり親家庭就業 機会創出事業」） （子ども未来局子育て支援部）	拡充	・ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパ スマイルfesta」を開催。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業の一部を縮小し、求人情報の提供やガイドブックの配付を通じた支援制度の周知、NPO団体との連携による食品配布を実施したほか、セミナー動画の配信を行った。	説明会参加者数 R2 85人 R3 127人	
4-1	(1) 高等職業訓練促進給付金事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充	・ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給。 ・令和3年4月より、対象要件の緩和や対象資格の拡大を実施した。 ・令和3年度支給実績は高等職業訓練促進給付金 192件 197,520千円、高等職業訓練修了支援給付金 42件 1,925千円	—	
4-2	(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 （子ども未来局子育て支援部）	拡充	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、12種類の資金について、無利子又は低利で貸付を実施。 （令和3年度実績）母子福祉資金貸付金 43件 18,057,500円 父子福祉資金貸付金 1件 227,660円 寡婦福祉資金貸付金 4件 2,591,900円	—	
4-2	(2) 住宅確保要配慮者居住支援事業 （都市局市街地整備部）	新規	・住宅確保要配慮者（子育て世帯、高齢者、障がい者など）の居住の安定確保に向けて、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、入居から退去までをサポートする相談体制の構築等を実施。 ・居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」を運営し、住宅確保要配慮者からの電話相談や対面相談を実施。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数 R2 425棟 R3 453棟	
4-2	(2) 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） （保健福祉局総務部）	継続	・離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給。 ・コロナ禍において、令和2年度から新規相談件数、支給決定数がともに大きく増加し、令和3年度は、新規相談件数が2,346件、うち支援決定件数が1,165件となった。	支給決定件数 R2 1,424件 R3 1,165件	

【令和3年度の取組状況】

＜施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援＞
→「社会的養護自立支援事業」など11項目の取組を実施
(資料2-p33～34)

(主な取組)

(1) 社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進

第3次児童相談体制強化プランに基づき児童相談所の児童福祉司を増員するなど相談体制を強化。

児童養護施設の入所中あるいは入所措置を解除された方に対する居住費支援や退所後生活体験、生活・就労相談支援、また、個々の状況に応じて、大学等進学に係る奨励給付の実施など、退所後の暮らしの支援を実施した。

【令和3年度の取組状況】

＜施策5-2 ひとり親家庭への支援＞
【→「ひとり親家庭スマイル応援事業」など16項目の取組を実施(資料2-p34～37)】

(主な取組)

(2) ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題に対応するため、相談・補助・貸付・就労支援など、広く支援を実施した。

また、ひとり親家庭に向けた各種制度の認知度向上に向けて、受け手の目線に立った広報を重視し、新たにLINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信を開始。

令和3年度から養育費確保のため、公正証書等の作成や養育費の保証契約に対し補助事業を開始した。

【令和3年度の取組状況】

＜施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援＞
→「生活困窮者自立支援事業」など8項目の取組を実施(資料2-p38～39)

(主な取組)

(3) 生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進

生活保護世帯に対し、生活保護の適切な運用を行ったほか、自立に向けて就労支援等を実施した。

生活保護に至る前の層の世帯に対しては、生活困窮者自立支援事業として、生活・就労・負債・住環境など幅広い相談に応じ、生活の安定に向けた支援を行った。

また、生活困窮世帯の子どもには学習支援を行い、学習習慣の定着と居場所の提供を行った。



【評価(課題と方向性)】

【指標⑧】市内社会的養護体制における「家庭的養護」の割合 → 上昇傾向 【H28:62.6% ⇒ R3:77.6%】

里親委託、ファミリーホームおよび地域小規模児童養護施設の増による。

【指標⑩】生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率 → 横ばい 【H28:97.5% ⇒ R3:96.1%】

➢ ここで対象としている子ども・世帯は、子どもの貧困という面においてはより厳しい環境にある場合が多く、継続した取組が求められる。
特に、コロナ禍において、生活のみならず、進学や就職等の様々な場面で困難や制約を受けやすい傾向にあることに留意をしていく。

主な取組			※計画策定時からの変化を把握するため、新規・拡充を中心に抜粋		
施策	取組名／担当部	計画策定 時区分	令和3年度（2021年度）の取組状況 （新規や拡充した内容は下線）	活動指標の比較 （令和2年度⇒令和3年度）	
5-1 1-2 再掲	(1) 児童相談体制の強化 （子ども未来局児童相談所）	拡充	・「第3次札幌市児童相談体制強化プラン（令和2年度策定）」に基づき、<u>児童福祉司を計画的に配置したほか、児童相談所に常勤の弁護士（特定任期付職員）を配置した。</u> ・<u>（仮称）第二児童相談所設置に向けて基本設計に着手したとともに、開設するまでの間の一時保護体制を強化するため、仮設一時保護所を設置した（定員20人増）。</u>	—	
5-1 1-1 再掲	(1) 養育支援員派遣事業 （子ども未来局児童相談所）	新規 H29	・養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化。 ・令和3年度は延べ15世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を実施。	—	
5-1	(1) 社会的養護自立支援事業 （子ども未来局児童相談所）	新規 H29	・20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、引き続き必要な支援を実施。 ・自立支援計画の策定や引き続き施設等で生活するための居住費支援、一定期間一人暮らしを体験するための退所後生活体験支援、生活・就労相談支援を実施した。	—	
5-2 1-2 再掲	(2) 必要な支援策を届ける広報の充実 （子ども未来局子ども育成部／子育て支援部）	拡充	・ひとり親家庭のための支援制度を紹介する「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を作成し、離婚届の受付窓口、ひとり親関係窓口、関係機関等で配布。また、後述のアプリ・LINE等を紹介・利用を促すチラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、各区の健康・子ども課等に配架。 ・「シングル・ママ&パパ スマイルfesta」で各種支援制度を紹介。 ・給付制度等に関する情報を「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育て情報アプリ」、「広報さっぽろ」へ掲載。 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信を開始した。	—	
5-2	(2) 養育費確保の推進 （子ども未来局子育て支援部）	継続	・母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施。 ・<u>養育費の取決めや保証等に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援する事業を令和3年7月から開始した。</u> ・また、ひとり親家庭支援センターにおいて養育費の取り決め等に関する女性弁護士による法律相談（予約制）を実施したほか、指定管理者の自主事業として養育費・面会交流セミナーを実施。	—	
5-3 1-1 再掲	(3) 生活困窮者自立支援事業 （保健福祉局総務部）	継続	・生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を実施した。 ・自立相談支援事業所（ステップ）では、様々な相談（就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等）を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施。 ・自立相談支援事業所（JOIN）では、ホームレスに特化した相談支援を実施し、就労や安定した生活への支援を実施。 ・ステップの相談支援は、全市を1か所の事業所で対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的実施。令和3年度は39回開催。	生活困窮者からの新規相談件数 R2 13,499人 R3 15,671人	